



～飲食の提供を通じて鈴鹿市文化会館に賑わいの創出を～

鈴鹿市文化会館 喫茶室

チャレンジ キッチン Ⅱ

賑わいの創出をテーマに新たな一歩を踏み出す飲食起業者を応援するキッチン空間

あなたのお店ここからはじめてみませんか

鈴鹿市では、賑わいの創出を図るため、鈴鹿市文化会館の喫茶室を「チャレンジキッチン」として「場の提供」をし、飲食業での起業を目指す方を応援する社会実験に取り組みます。

「チャレンジキッチン」は、本格的に飲食業をオープンする前に、実践してみる、試してみる、お客様（顧客）づくりにチャレンジできるキッチン空間です。

自分でつくったこだわりのお料理やドリンク、スイーツ等をたくさんの方に味わってもらいたい、いつか自分でお店を開く夢がある方は、「チャレンジキッチン」で、お店づくりのプロセスやオペレーションを実践いただくことで、本格的な起業前のトレーニング、テストマーケティングの機会の提供によって、起業準備ができます。

新たな一歩を、鈴鹿市文化会館の喫茶室で踏み出す方を募集します。

1 使用の形態

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び鈴鹿市文化会館条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、喫茶室を使用して喫茶経営をしようとする方に、その使用を許可します。

- 【使用財産】 所在地 鈴鹿市飯野寺家町 810 番地
 名 称 鈴鹿市文化会館
 使用場所 喫茶室
- 【使用可能時間】 9時から21時30分まで
- 【休館日】 毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は、その翌平日
 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

2 喫茶室概要

客席：20席

面積：約50㎡（喫茶室：約38㎡、厨房：約12㎡）

3 設備

喫茶室：テーブル6台（大2・小4）、イス20脚、手洗い水栓

厨 房：ガステーブル（3口）、製氷機、テーブル形冷蔵庫、テーブル形冷凍冷蔵庫、水切付二層シンク、ガス瞬間湯沸器、ガス口（2口）ほか

※詳細、その他備品等は、資料集「鈴鹿市文化会館喫茶室 1階厨房平面図」、「鈴鹿市文化会館喫茶室 写真」等を御覧いただくか、内覧の際に御確認ください。

4 チャレンジキッチンでできること

- ・喫茶経営
- ・弁当類の販売
- ・料理やスイーツの試作、開発
- ・試食会等イベントの開催 など

※喫茶経営は必須とします。酒類の提供、販売はできません。

5 チャレンジキッチンの魅力

- ・設備投資等の初期費用なしで、低リスクで飲食店営業に挑戦できます。
- ・実際に作ったお料理やドリンク、スイーツ等を提供、販売することができます。
- ・お店づくりのプロセスやオペレーションを実践できるので、将来自分のお店をオープンする

ときにその経験を活かすことができます。

- ・お客様（顧客）ニーズを把握できます。
- ・鈴鹿市文化会館利用者を通じて、お客様（ファン）づくりにチャレンジできます。

6 使用期間（プラン）

原則3か月間（使用期間に応じて、次のプランがあります。）

プラン	使用期間
プラン①	令和7年 4月1日（火）～令和7年 6月30日（月）
プラン②	令和7年 7月1日（火）～令和7年 9月30日（火）
プラン③	令和7年10月1日（水）～令和7年12月31日（水）
プラン④	令和8年 1月1日（木）～令和8年 3月31日（火）
プラン⑤	令和8年 4月1日（水）～令和8年 6月30日（火）
プラン⑥	令和8年 7月1日（水）～令和8年 9月30日（水）
プラン⑦	令和8年10月1日（木）～令和8年12月31日（木）
プラン⑧	令和9年 1月1日（金）～令和9年 3月31日（水）

- ・使用期間には、開店準備及び原状回復に要する期間を含みます。
- ・プラン（使用枠）に空きがある場合、直前の使用者にあっては延長使用を、直後の使用者にあっては、早期使用を申請することができます。なお、延長使用及び早期使用に伴う使用料は、通常どおり御負担いただきます。
- ・新規使用者を優先しますが、プラン（使用枠）に空きがあれば、何度でもチャレンジできます。（要相談）
- ・延長使用及び早期使用並びに再チャレンジの可否については、空きプランの始期の属する月の2か月前の月の初日の時点で、判断します。（プラン①の空きについては、この限りではありません。）

※応募状況等に応じて、チャレンジキッチンの期間を延長、縮小する場合があります。（延長の場合は、鈴鹿市総合計画 2031 前期終了の令和10年3月31日までの予定）

※使用期間（始期、終期）については、休館日（年末年始、月曜日等）を反映しておりません。実際に御使用の場合は、御注意ください。

7 使用料

月額52,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・鈴鹿市が発行する納入通知書により、その月分の使用料を指定する期日までに納付してください。

※使用許可の始期が月の途中の場合は、その月の使用日数を開館日で除したものに、月額使用料52,000円を乗じた金額とします。

※消費税率の変更があった場合には、変更後の税率によるものとします。

8 必要経費

光熱水費をはじめ、喫茶経営に必要な経費は、別途、負担してください。
詳しくは、各種御案内「2 喫茶経営者の必要経費」を御覧ください。

9 応募資格

調理師免許または食品衛生責任者資格を取得していること
※原則、創業、第2創業の飲食事業者とします。

10 応募方法

■ 申込み

申込みフォームでお申込みください。

申込み期間：令和7年2月5日（水）から令和7年3月10日（月）まで

※直接来庁の上、申込みすることもできます。

※プラン（使用枠）に空きがある場合は、申込み期間を延長し、先着順とします。

■ プラン（使用枠）の決定

鈴鹿市からプラン（使用枠）の決定を連絡します。なお、1つの使用枠（プラン）に複数の応募があった場合は、抽選で決定します。申込み期間を延長した場合は、先着順とします。

抽選：令和7年3月14日（金）10時

※抽選となる場合は、3月11日（火）に連絡しますので、申込者（代理可）は、抽選日に鈴鹿市文化振興課にお越しください。御都合が悪い場合は、鈴鹿市職員が代行します。

■ 提出書類

プラン（使用枠）決定の連絡を受けられた方は、連絡受理後、原則、2か月以内に（プラン①は速やかに）事前連絡の上、以下の必要書類を直接、持参してください。なお、鈴鹿市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 文化会館喫茶室使用許可申請書（申請印を押印）【様式1】
- ② 履歴書【様式2】
- ③ 納税証明書（市町村民税に関する納税証明書（個人・法人））
（提出時点において、発行の日から3か月以内のものに限る。）
- ④ 住民票の写し（申請者個人のもの（抄本））
- ⑤ 印鑑登録証明書（申請印（個人）・法人）
- ⑥ 営業許可書（写し）
- ⑦ 食品衛生責任者資格書（写し）又は調理師免許（写し）
（法人の場合は、上記のほかに次の書類を求める場合があります。）

- ⑧ 損益計算書（申込みの日の属する事業年度の直近3事業年度）
- ⑨ 登記に関する全部事項証明書または登記簿謄本
- ⑩ 資本金額が明示されている書類

提出場所

鈴鹿市文化スポーツ部 文化振興課
（鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館9階）
電話番号：059-382-7619

提出書類の受付期間

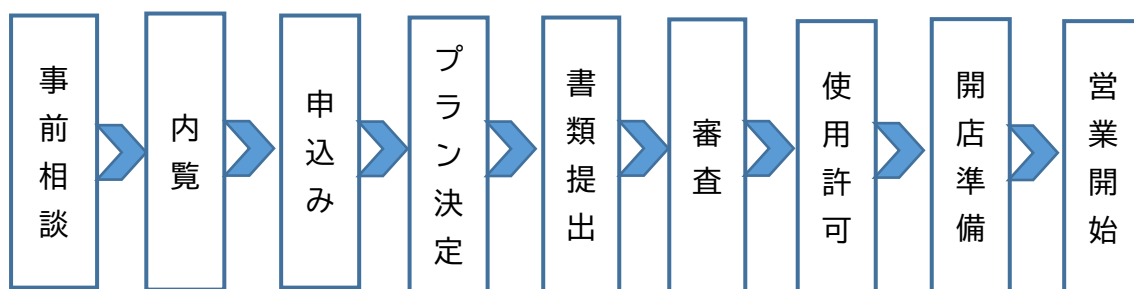
令和7年3月14日（金）～
8時30分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※応募状況等に応じて、チャレンジキッチンの期間を延長、縮小する場合があります。

1.1 使用許可

提出書類の内容を調査し、適当と認めた場合、文化会館喫茶室使用許可書により、必要な条件を付して許可します。

不足書類や記入不備など、申請を補正するために要する期間を除き、通常で約2週間程度かかります。提出書類の精査に御協力ください。

1.2 使用許可までの流れ



※御不明な点は、お気軽にお問合せください。

※内覧を御希望の方は、お申し出ください。日程を調整します。

■申込みフォーム



1 鈴鹿市文化会館の概要

施設概要

所在地	鈴鹿市飯野寺家町 810 番地
敷地面積	9,427.05 m ²
延床面積	5,980.13 m ²
構造規模	本館棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建 機械棟 鉄骨コンクリート造 地上1階建
主な施設	けやきホール(466席)、さつきプラザ(定員180名)、第1～5研修室、美術工芸室、陶芸室、音楽室、和室、茶室、調理室、多目的ドーム等 ※詳細については次の鈴鹿市文化会館指定管理者ウェブサイト参照のこと。 鈴鹿市文化会館-【公式】イスのサンケイホール鈴鹿(鈴鹿市民会館)/文化会館(suzuka-hall.jp)
駐車台数	普通自動車158台 ※障がい者用駐車場3台含む。
会館時間	9時から22時まで
休館日	毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は、その翌平日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)

管理運営者(指定管理者)

団体名：鈴鹿アートライフデザイン

代表構成員：所在地 東京都港区芝三丁目23番1号

名 称 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

構成員：所在地 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地

名 称 国際ライフパートナー株式会社

構成員：所在地 大阪府大阪市中央区難波二丁目2番3号

名 称 近鉄ファシリティーズ株式会社

指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

※イスのサンケイホール鈴鹿と2館合わせての指定管理者

ネーミングライツ・パートナー

ネーミングライツ・パートナー：ハヤシユナイテッド株式会社(鈴鹿市飯野寺家町66-1)

愛称：ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿

愛称の使用期間：令和7年4月1日から令和17年3月31日まで(10年間)

年間開館日数及び年間来館者数

	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 6 年度
開館日数（日）	297	298	297	296	136
来館者数（人）	111,377	89,781	22,062	41,654	43,982
稼働率（%）	32.5	29.5	22.3	26.9	27.2

※R 2、3年度は、新型コロナウイルス感染症対策による一時、休館時期あり

※R 4～R 6年度に大規模改修工事を実施、開館準備を経て、7月末より一般供用開始

※R 6年度は、12月末現在の数値

各施設(諸室)の利用状況

資料集「貸館等における利用時間帯別稼働率の調書」を御覧ください。

喫茶室の詳細

- ・詳細については、資料集「鈴鹿市文化会館 1階平面図」等を参照してください。
- ・喫茶室には、専用の出入口がありません。開館時間外には出入りは不可となります。
- ・喫茶経営者の搬入車両（普通車1台を想定）については、会館北側屋外の屋外スペースを利用可とします。
- ・喫茶利用者は、会館の駐車場を利用できます。
- ・喫茶経営者の御負担で、店舗の看板等を会館内に設置することが可能です。看板等の意匠図等をあらかじめ提出した上で、鈴鹿市及び指定管理者と協議してください。

2 喫茶経営者の必要経費等

光熱水費

喫茶経営に必要な光熱水費（電気料・プロパンガス使用料・上下水道料）は、各子メーターによる使用量を基に鈴鹿市等が算定します。鈴鹿市等が請求する使用料を負担してください

通信費

固定電話やインターネット回線が必要な場合は、喫茶経営者が直接契約してください。

廃棄物処理費

厨房、喫茶室で発生したごみは、喫茶経営者が持ち帰る、または直接、産業廃棄物処理業者と契約する等、適正に処分してください。

清掃費

厨房、喫茶室の日常的な清掃は、喫茶経営者が行ってください。

各種消耗品費

調理道具及び消耗品（調理用品や食器等）等は喫茶経営者が購入し、設置してください。使用期間終了後は、購入した物を撤去してください。

設備・備品の管理

- ① 喫茶経営者は、鈴鹿市が設置した設備・備品（資料集「鈴鹿市文化会館 1階平面図」等参照）を使用することができます。
- ② 喫茶室、厨房の設備、備品等の維持管理に際しては、安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行ってください。
- ③ 喫茶経営者は、原則として会館及び鈴鹿市が設置した設備や備品等の原状を変更できません。ただし、サービス向上等に資するための改良と鈴鹿市が承認した場合は、喫茶室経営者の負担で変更することができます。
- ④ 設備、備品等について、避難経路には、設置できません。

保守点検業務

喫茶経営者が設置した設備等の法定点検等については、喫茶経営者の負担で実施してください。

※喫茶室については、維持管理業者が、床面清掃及びワックス掛け（2回/年）、ガラス清掃（1回/年：両面）、害虫駆除（2回/年）、グリストラップ（2回/年）を行います。使用期間中、作業日が該当する場合は、事前に御連絡します。なお、使用期間中、グリストラップにつまり等が生じた場合は、喫茶経営者に清掃をお願いする場合があります。

3 経営にあたっての注意事項

会館で開催される各種文化事業等の付加価値として、「事業実施（開演）前の期待感」や「事業参加（終演）後の余韻」の非日常的空間を味わうとともに、文化芸術と食の体験を通じ、賑わいの創出の場として、広く地域住民や来館者へ飲食サービスを提供してください。

喫茶室における飲食物の提供及び管理運営

開館日は原則、店舗営業を行い、飲料や食事（軽食のみも可）の提供に御協力ください。また、営業に伴う喫茶室の管理運営として、次の点に留意してください。

- ① 会館にふさわしい飲食物をメニューとすること。
- ② 飲食物の提供については、来館者や利用者ニーズを踏まえ、必要なサービス提供とその対応を行うこと。

- ③ 会館の開館日、開館時間中のうち、基本となる営業時間を設定すること。なお、けやきホール等のイベント時は、実施状況に応じて、営業時間の延長に協力すること。

※休館日、閉館時間中は営業できません。

- ④ 提供するメニュー及び料金については、一般市場価格を参考に喫茶経営者が定めること。
- ⑤ 館内や周辺環境に影響を与える臭い、音、照明等に十分配慮すること。
- ⑥ 喫茶室内で音楽を使用する場合は、著作権法を遵守し、必要に応じて関係機関へ届出を行うこと。なお、その際の費用は、喫茶経営者が負担すること。

また、喫茶室専用の音響設備はないため、必要な機器類は喫茶経営者が準備すること。

- ⑦ 喫茶室には、外部からの専用出入口がないため、休館日や開館時間外の出入りは出来ない。夜間・休館日の機械警備（アルソック）は、指定管理者が全体の契約を行い、その費用は指定管理者が負担しているため、夜間等における不法侵入防止等、喫茶室の保安、管理に留意すること。

指定管理者が主催する会館内で実施するイベント等への協力、連携

鈴鹿市または指定管理者が会館内各施設で実施するイベント等において、両者と連携・協力のもと、飲食物の提供をはじめ、積極的なイベント関与に御協力ください。

なお、イベント主催者が、キッチンカーや特産販売等を召集する場合があります。

会館内各施設への飲食物のケータリングサービス

指定管理者が飲食可能とする各施設に、施設利用者の要望に応じて、ケータリングサービスを提供することができます。

また、指定管理者からの要望に応じて、来賓控室、楽屋等への飲食物の提供及び付随する配膳等のサービスを行うことができます。

飲食物のデリバリーサービス

施設利用者をはじめ、周辺地域住民等からの要望に応じ、飲食物のデリバリーサービスを提供することができます。

4 その他

- ・使用期間の終了にあたっては、鈴鹿市立会のもと、現地確認を行います。
- ・御不明な点がある場合は、鈴鹿市に御相談ください。

【問合せ】

鈴鹿市 文化スポーツ部 文化振興課 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

☎ 059-382-7619 FAX 059-382-9071

E-Mail bunkashinko@city.suzuka.lg.jp URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>

- | 鈴鹿市文化会館 1階平面図
- | 鈴鹿市文化会館喫茶室 1階厨房平面詳細図
- | 鈴鹿市文化会館喫茶室 1階厨房平面図(給排水・ガス・コンセント設備)
- | 鈴鹿市文化会館喫茶室 写真
- | 貸館等における利用時間帯別稼働率の調書

様式集

- Ⅰ 【様式1】文化会館喫茶室使用許可申請書
- Ⅰ 【様式2】履歷書